itsmoSaverONEPlus(通信端末保険付き　データ消去・復旧割引サービス)利用規約

MX モバイリング株式会社（以下「当社」といいます）は、本規約に基づき、お客様に「itsmoSaverONEPlus(通信端末保険付き　データ消去・復旧割引サービス)」（以下「本サービス」といいます）を提供いたします。お客様は、当社が提供する itsmoSaverONE についての契約（itsmoSaverONE サービス利用約款を含み、以下「サービス利用契約」といいます）の付随規程として、本サービスの申込および利用にあたり、本規約の全文を確認のうえ同意する必要があります。なお、当社は、本サービスの運営の一部を業務委託先会社（以下「業務委託先会社」といいます）に委託することにより提供することができるものとします。

【第１章　総則】

第１条（規約の適用・変更）

1. 本規約は、本サービスに関する当社と利用者間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と利用者間の本サービスに関わる一切の関係に適用され、サービス利用契約と矛盾抵触する場合、本規約が優先します。また、当社が利用者に対して行う通知（Web への掲載等を含みます）は、本規約の一部を構成するものとします。
2. 当社は、当社が必要と認めた場合、本規約を変更することができるものとします。この場合、当社が利用者に変更内容の告知を行ったときに、変更の効力が生じるものとします。また、変更後の料金その他の提供条件は変更後の規約が適用されるものとします。
3. 第１項にかかわらず、本サービスに関して、本規約に定める内容と当社が別に定める個別規程（指定保険会社との保険契約を含みます）の内容が異なる場合、個別規程に定める内容が優先して適用されるものとします。

第２条（用語の定義）

本規約において用いられる用語の定義は、次に定めるとおりとします。

(1)　サービス利用契約	当社が提供する itsmoSaverONE についての契約。
(2)　利用者	当社とサービス利用契約を締結しているお客様。
(3)　対象端末	利用者が所有し、インターネット接続が可能な通信機器として第 27 条に定めるもので、itsmoSaverONEPlus の提供対象として当社所定のシステムへの登録が完了し通信端末保険の対象となるもの。
(4)　お客様番号	利用者を識別するための利用者固有の番号。
(5)　指定保険会社	通信端末保険を実施するにあたり、業務委託先会社が保険契約者、利用者が被保険者となる保険契約の引受を行う保険会社。

第３条（サービス概要）

本サービスは、第 2 章に定めるサービスおよびこれに自動付帯される第 3 章の通信端末保険を内容とし、その詳細は次章以下に定めるものとします。なお、本サービスの利用を希望する利用者は、利用者本人が末尾記載の連絡先（【別表】サービス利用窓口で定める連絡先）に連絡をすることにより利用することができるものとします。

第４条（サービス期間）

サービス期間は、サービス利用契約成立時点からサービス利用契約終了時点までとします。ただし、第 3 章に定める通信端末保険においては、下表１の利用開始日をサービス利用契約成立時点と見做して、同日よりそのサービスを開始し課金開始日とします。また、サービス利用契約の解約申入れがあった場合、下表２の解約日付でサービス利用契約が終了します。

＜表 1＞

	サービス利用開始日
当月 1 日から当月 25 日までにサービス利用申込が完了した場合	翌月 1 日午前 0 時
当月 26 日以降にサービス利用申込が完了した場合	翌々月 1 日午前 0 時

＜表２＞

	解約日
当月 1 日から当月 25 日までにサービス利用終了の申入れがあった場合	当月末日
当月 26 日以降にサービス利用終了の申入れがあった場合	翌月末日

第５条（サービス提供対象者）

本サービスの提供対象者は、利用者として登録された法人（個人事業主を含む）のみとします。

第６条（情報等の管理）

利用者は、自己の費用と責任において、本サービスを利用するために必要な情報等を保持し管理するものとします。

第７条（登録内容の変更）

1. 利用者は、サービス期間中に当社への届出事項（氏名または商号、連絡先、対象端末の IMEI 番号やシリアル等）に変更が生じた場合には、当社が別途定める連絡先に速やかにその変更を届け出るものとします。また、登録内容の変更処理は、届出があった月に行われるものとします。なお、本サービスの利用に伴って届出事項に変更が生じた場合で、当社または業務委託先会社もしくは指定保険会社等事業提携会社がその変更情報を取得しているときは、これらの会社間で必要な情報を連携することにより届出事項の更新を行うことができるものとし、利用者は予めこれに同意するものとします。
2. 当社は、利用者が登録内容の変更を怠りまたは誤った変更をしたことにより当社からの通知が不到達となっても、当社からの通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
3. 当社は、利用者が登録内容の変更を怠り、または誤った変更をしたことにより当社からの通知が不到達となったことにより不利益を被ったとしても、一切その責任を負わないものとします。

第８条（通信料）

利用者は、本サービスの申込や利用に関わる一切の通信料やインターネット接続料等を負担するものとします。

第９条（サービス提供の停止・終了）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止する場合があります。
   (1) 本サービスを提供するために必要なシステム・設備の保守もしくは工事が必要な場合またはシステムに障害が発生した場合。
   (2) 当社以外の第三者の行為に起因する理由により、本サービスの提供が困難になった場合。
   (3) 前各号の他、当社が本サービスの提供上、一時的な停止が必要と判断した場合。
2. 当社は、次の各号のいずれに該当する場合、本サービスの提供を中止または終了することができるものとします。
   (1) 本サービスの条件に違反し、催告後相当の期間内に当該違反が是正されない場合。
   (2) 差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受け、または競売を申し立てられた場合。
   (3) 自ら振出もしくは引き受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合。
   (4) 民事再生、会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てを行った場合。
   (5) その他財産状態が悪化したとき、またはその恐れがあると認められる相当の事由がある場合。
   (6) 経営上、技術上などの理由により本サービスが適正かつ正常な提供ができなくなり、本サービスの運営が事実上不可能になった場合。

(7) 当社による本サービスの提供の基礎となる当社と第三者との間の取引、提携等が理由を問わず終了し、本サービスの運営が事実上不可能になった場合。
(8) その他の理由により、本サービスの一部または全部を提供することができなくなった場合。

3. 当社は、前二項に基づきサービス提供を停止または終了する場合、当社が適当と判断する方法により事前に周知または通知を行うものとします。ただし、緊急かつやむを得ない場合はこの限りではありません。なお、前二項に基づきサービス提供を停止または中止もしくは終了した場合であっても、当社は利用者に対して返金その他何ら責任を負わないものとします。

第 10 条（サービス利用契約終了後の措置）
本サービスの利用に関わる利用者の一切の債務は、サービス利用契約終了後においても、その事由の如何を問わず、その債務が履行されるまで消滅しません。

第 11 条（秘密保持義務）
利用者は、当社が秘密である旨を表示して開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取扱うものとします。

第 12 条（個人情報の取扱い）
当社は、法令およびプライバシーポリシーに則り、利用者情報を適切に取扱います。また、本サービスの提供に不可欠な提携事業者および指定保険会社に利用者の氏名または商号、電話番号および住所その他利用者情報を開示する場合があることについて、利用者は予め同意するものとします。

第 13 条（連絡・通知）
1. 当社から利用者への通知は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社が指定する所定の方法により行います。
2. 当社は、本サービスの提供に関連して、通信利用契約の利用者識別番号またはメールアドレスに対し、電子メールをお送りする場合があります。
3. 当社が登録内容に含まれるメールアドレスその他連絡先に連絡または通知を行った場合、利用者に対して当該連絡または通知が到達したものとみなします。

第 14 条（債権の譲渡）
当社は、本規約に基づき利用者に対して有する債権を第三者に譲渡することがあります。この場合において、利用者は当該債権の譲渡および譲渡先への利用者の個人情報の提供について予め同意するものとします。

第 15 条（権利の譲渡制限）
利用者は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社の書面による事前の承諾なくして、サービス利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対して譲渡、売買、移転、担保設定等その他の処分をすることはできないものとします。

第 16 条（遵守義務）
当社は、利用者が本規約の定めに違反し、当社が本サービスを提供することに対し著しい損害を与えた、もしくは与える虞があると合理的に判断した場合、当該利用者はサービス期間中であっても本サービスの提供を受けられない場合があるものとします。

第 17 条（禁止事項）
利用者は、本サービスの利用にあたり以下の行為を行わないものとします。
(1) 虚偽の登録、届出または申告を行うこと。
(2) 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
(3) 本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
(4) 当社または第三者（当社の役員、従業員、当社の委託先およびその役員、従業員を含みます。本条において以下同じとします）の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権など）、その他の権利を侵害する行為またその虞のある行為。
(5) 当社または第三者のプライバシーを侵害する行為または侵害する虞のある行為。
(6) 当社もしくは第三者を誹謗中傷し、名誉もしくは信用を毀損する行為またはその虞のある行為。
(7) 他の利用者による本サービスの利用を妨害する行為またはその虞のある行為。
(8) 本サービスの提供に関する当社もしくは第三者の設備に無権限でアクセスし、過度な負担を与え、その他本サービスの提供およびその運営に支障を与える行為、またはその虞のある行為。
(9) 当社または第三者の営業活動を妨害する行為、信用を毀損する行為、不利益もしくは損害を与える行為、第三者またはこれらの虞のある行為。
(10) 法令に違反する行為、または犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為またはその虞のある行為。
(11) 通信端末保険の利用における詐欺行為（未遂を含みます）。
(12) 通信端末保険の利用において、保険金を詐取する目的で故意に支払事由を生じさせ、または生じさせようとする行為。
(13) 当社の電気通信設備に支障を与えるまたはその支障を与える虞のある行為。
(14) 上記各号の他、法令、公序良俗、本規約もしくは約款等に違反する行為またはその虞のある行為。
(15) その他当社が不適切と判断する行為。

第 18 条（免責事項）
1. 当社は、利用者が当社に対して本サービスの対価として支払った金額を損害賠償責任の上限とし、現実に生じた通常の損害を超えて責任を負わないものとします。また、当社は、本サービスに関連して生じた、他財物（データおよびソフトウェア等を含みます）に生じた損害、身体に生じた損害（傷害に起因する死亡および精神的・経済的損失を含みます）、天変地異、ネットワーク障害またはストライキ等の不可抗力により生じた損害、間接的損害（事業利益の損失、事業中断、事業情報の損失等）、特別損害（予見可能性の有無を問いません）、付随的損害、拡大損害、将来の損害、逸失利益等に係る損害について、賠償する責任を負わないものとします。
2. 本サービスの提供、変更、中止、もしくは廃止、または提供する情報の内容もしくは品質に関連して発生した利用者または第三者のいかなる損害についても当社は一切の責任を負わないものとし、利用者と第三者の間で生じた紛争は、すべて当事者間で解決するものとします。
3. 当社は、本規約に明示的に定める場合のほか、利用者に対して一切の損害賠償責任およびサービス利用料金などの減額・返還の義務を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失があった場合はこの限りではありません。
4. 当社は、本サービスで提供する情報の内容、期待する機能および品質について、完全性、確実性、正確性、有用性などいかなる保証も行いません。

第 19 条（反社会的勢力の排除）
1. 利用者は、当社に対し、現在または将来にわたって、次の事項を確約するものとします。
(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます）ではないこと。
(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等反社会勢力の維持、運営に協力し、または実質的に関与していないこと。
(3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって反社会勢力を利用していると認められる関係にないこと。
(4) 反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者と関係にないこと。
(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にないこと。
(6) 自らまたは第三者をして暴力的、威力的、威圧的、脅迫的またはこれらに準ずるような不当な要求、言動、妨害、信用毀損等をしないこと。
2. 当社、利用者が前項に該当すると判断した場合、催告その他何らの手続なくして、契約解除その他必要な措置をとることができるものとします。なお、契約が解除された利用者は、解除により生じる損害について、当社に対し一切の請求を行わないとともに、これにより生じる当社の一切の損害を賠償するものします。

第 20 条（分離可能性）
本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの条項および一部が無効または執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 21 条（紛争解決・準拠法・管轄裁判所）
1. 本規約およびサービス利用契約の準拠法は日本法とします。
2. 当社および利用者は、本規約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合、法令に従うほか、誠実に協議の上速やかに解決を図るものとします。
3. 本規約またはサービス利用契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【第２章　データ消去割引サービス・データ復旧割引サービス】

第 22 条（データ復旧割引サービス）
データ復旧割引サービスとは、利用者が所有する端末機器（パソコン・外付 HDD・SSD、サーバ・NSA、USB メモリ・SD カード、スマートフォン、タブレット端末等）のデータが破損した場合に、利用者が加入したプランの利率で費用の割引を受けられるサービスをいいます。また、【別表】サービス利用窓口で定める連絡先に連絡して利用しなければ、割引は適用されませんのでご注意ください。なお、データ復旧割引サービスのご利用の際は、所定の利用規約・注意事項等に従うものとします。

【データ復旧割引率】

プラン名称	割引率
スタンダードプラン	10%
プレミアムプラン	15%

第 23 条（データ消去サービス）
データ消去割引サービスとは、利用者が所有する端末機器（パソコン・外付 HDD・SSD、サーバ・NSA、USB メモリ・SD カード、スマートフォン、タブレット端末等）のデータを消去したい場合に、利用者が加入したプランの利率で費用の割引を受けられるサービスをいいます。また、【別表】サービス利用窓口で定める連絡先に連絡して利用しなければ、割引は適用されませんのでご注意ください。なお、データ消去割引サービスのご利用の際は、所定の利用規約・注意事項等に従うものとします。

【データ消去引率】

プラン名称	割引率
スタンダードプラン	10%
プレミアムプラン	10%

【第３章　通信端末保険】

第 24 条（通信端末保険）
1. 通信端末保険（以下、本章において「本保険」といいます）とは、本規約に基づき、業務委託先会社が保険契約者、利用者が被保険者となり、指定保険会社が引受けを行う保険契約の普通保険約款・特約に従って、利用者が本保険の対象として登録した対象端末に生じた偶然な事故（日本国内の事故に限ります）に対し、指定保険会社が損害保険金をお支払いすることをその内容とします。
2. 本保険に基づく補償の実施は、本保険のサービス利用開始日（第 4 条に記載）より起算し、スタンダードプランは 1 年間に 2 回（プレミアムプランにおいては 1 回）を限度とします。ただし、その他特段の定めがある場合は、この限りではありません。
3. 本保険に基づく補償の実施方法については、指定保険会社から利用者に対し、第 31 条に定める保険金を支払うことにより完了するものとします。

第 25 条（契約の単位）
本保険は、本申込書のほか、当社が別途指定する書式により成立した本サービスの利用契約 1 件に対して、対象端末 1 台とします。

第 26 条（プランの変更）
サービス利用契約の締結後に、プラン変更をすることはできません。

第 27 条（対象端末）
1. 本保険の対象端末は、利用者が保有する次の(1)から(4)までを満たすスマートフォン、タブレット端末またはフィーチャーフォン（ガラホを含みます）とします。ただし、機器によっては別途当社または指定保険会社の任意の判断により対象端末と判断されない場合があります。また、SIM カード、メモリーカードその他の外部記録媒体、バッテリー、充電器、AC アダプター、マウス、キーボード、ケーブル等の付属品は除きます。
   (1) 本サービスの利用開始時において対象端末に画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に全機能が動作すること。
   (2) レンタルまたはリースなどの貸借の目的となっていないこと。
   (3) 加工、改造がされていないこと。
   (4) 第三者の紛失物、盗難の被害対象品、違法な拾得物等である端末でないこと。
2. 対象端末の本保険への登録は所定の方法にて行うものとします。

第 28 条（本保険の対象外となる場合・補償の対象とならない損害）
1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補償対象外となり、保険金のお支払いはございません。
   (1)　本サービスの利用開始時前に発生した事故の場合。
   (2)　サービス利用契約が解除または終了した後に発生した事故の場合。
   (3)　本サービスの利用停止中に発生した事故の場合。
   (4)　当社または業務委託先会社もしくは指定保険会社等事業提携会社が指定する書類の提出がない場合。
   (5)　サービス利用契約の定めに違反する場合。
   (6)　指定保険会社との保険契約の免責事由に該当する場合、または保険契約の定めに従い保険契約が解除、無効、失効または取消しとなった場合。
   (7)　事故等について虚偽の報告、その他不当に保険金を取得しようとした、または取得したことが明らかになった場合。
   (8)　初期不良等により対象端末の交換を行い、端末交換日を含む 14 日以内に携帯端末情報（IMEI またはシリアル）の変更がなかった場合。なお、変更がなかった場合は、交換端末に本サービスは引き継がれず本サービスに係る返金等もできません。
   (9)　その他保険約款において補償対象外となる場合。
2. 次に掲げる損害は本サービスの補償対象外となり、保険金のお支払いはございません。
   (1)　戦争、テロ、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）により発生した損害。
   (2)　利用者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。
   (3)　利用者と同世帯の親族の故意によって生じた損害。
   (4)　対象端末の通常使用によるすり傷および塗料の剥がれ落ち等、対象端末の機能を損なわない外観上の損傷または汚損の損害。
   (5)　地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。
   (6)　台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災によって生じた損害。
   (7)　消耗品に単独に生じた損害。

(8)　対象端末の購入から１年以内のメーカーの瑕疵による故障等による損害。
(9)　対象端末に使用されるプログラム、アプリケーションもしくはソフトウェアまたは対象端末に記録されたデータに生じた損害。
(10)　その他保険約款において補償対象外となる損害。

第 29 条（通信端末保険における免責事項）
利用者は、利用者のお客様番号により本保険が利用されたとき（機器またはネットワークの接続・設定により、利用者本人が関与しなくともお客様番号の自動認証がなされ、第三者による利用が可能となっている場合を含みます）には、当該利用行為が利用者本人の行為であるか否かを問わず、利用者本人の利用とみなされることに同意するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の責に帰する事由によりお客様番号が第三者に利用された場合にはこの限りではありません。

第 30 条（利用手続）
1. 本保険の利用を希望する利用者は、本保険の実施に必要なお客様番号等の利用者情報等を用意の上、利用者本人が指定保険会社に申告または当社担当者宛に利用連絡をする必要があります。また、申告の際には、申告者が利用者本人であることの確認をさせて頂くことがあります。なお、利用者による本サービスの利用状況によっては本保険を提供できない場合があります。
2. 指定保険会社は、利用者から保険金の請求を受けたときは、所定の方法により、対象端末に生じた損害の事実および保険金の支払いに必要な調査を行います。かかる指定保険会社が行う調査において、指定保険会社は、利用者に各種情報の提供をお願いすることがあります。また、当該調査に協力しなかった場合、本保険における補償の履行が遅延または不可と判断されることがあります。
3. 本保険に基づく補償の実施においては、被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます）より、下表の書類のうち指定保険会社が求めるものをご提出いただく必要があります。また、指定保険会社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて原則として 30 日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を行い、保険金をお支払いします。なお、ご提出いただけない等の場合には、指定保険会社は保険金請求の受付を行わないことがあります。
4. 「有償交換した場合」「修理不能または盗難もしくは紛失により再購入した場合」には、本サービス継続のために、保険会社より交換または再購入後の端末の IMEI 番号を確認させて頂く場合があります。

- ご提出いただく書類には"○"を付しています。"－"が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。
- 指定保険会社が保険金を支払うべき事故による損害が発生した時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅しますのでご注意ください。

ご提出いただく書類等		修理を行った場合	有償交換した場合	修理不能により再購入した場合	盗難または紛失により再購入した場合
1	保険金請求書類	○	○	○	○
2	領収書またはレシートの写し（※１）	○	○	○	○
3	リペアレポート等の証明書類の写し	○ （※２）	－	○ （※３）	－
4	盗難被害に関する所轄警察署の証明書等	○ （※４）	○ （※４）	○ （※４）	○
5	上記１～4 以外に指定保険会社が求めた資料	○	○	○	○

※1　修理費や再購入価格がわかるもの。
※2　修理した場所（店名、会社名、支店名等）、担当者、連絡先、修理した内容が確認できるもの。
※3　修理不能であることが確認できるもの。
※4　盗難、紛失を原因として修理、有償交換または再購入した場合。

5. 前項に定める他、当社および指定保険会社は、本保険に基づく補償の実施にあたり、以下の確認を行います。
(1)　本サービスの利用対象者であること。
(2)　事故の原因（利用者の関与の有無、その他の事情等）、事故発生の状況およびその後に行った利用者その他関係者の対応。
(3)　損害発生の有無および損害の額ならびに事故と損害との関係。
(4)　他の同種の保険契約等への加入。
(5)　上記(1)から(4)のほか、指定保険会社が補償の実施を行うために必要な事項。

第 31 条（保険金の支払金額・利用上限回数）
第 27 条（対象端末）に規定する対象端末に本保険の対象となる事故が発生した場合、1 利用者あたり、年間利用上限回数をスタンダードプランは 2 回、プレミアムプランは 1 回、本契約の申込プランに従い、下表の金額を保険金として、お支払いします。なお、本サービスの利用開始日を年間利用上限回数の起算日とし、1 年経過後についても、利用開始日の翌年同日付を起算日とし、以後同様とします。

プラン	補償の限度額	保険金の支払額				
スタンダードプラン	15,000 円	【修理可能の場合】 実際にご負担された修理費	－	0 円 （自己負担額）	＝	お支払いする損害保険金の額 **（15,000 円を上限）**
		【有償交換の場合】 有償交換に要した費用		＝		お支払いする損害保険金の額 **（15,000 円を上限）**
		【修理不能、盗難または紛失の場合※】 対象端末の再購入価格	×	50%	＝	お支払いする損害保険金の額 **（7,500 円を上限）**
プレミアムプラン	100,000 円	【修理可能の場合】 実際にご負担された修理費	－	3,000 円 （自己負担額）	＝	お支払いする損害保険金の額 **（100,000 円を上限）**
		【有償交換の場合】 有償交換に要した費用		＝		お支払いする損害保険金の額 **（100,000 円を上限）**
		【修理不能、盗難または紛失の場合※】 対象端末の再購入価格	×	50%	＝	お支払いする損害保険金の額 **（50,000 円を上限）**

※　盗難または紛失の事由において、各種の保証制度等により同等品の提供を受けた場合は、有償交換での保険金のお支払いの対象となります。

第 32 条（指定保険会社の表示）

所在地　　東京都港区六本木 1 丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
商　号　　SBI 損害保険株式会社

[2026 年 3 月 11 日改訂]

【別表】サービス利用窓口

連絡先	お問合せ内容	受付時間
03-4570-8591 9:00~18:00(土日祝日・指定休業日除く)	保険金請求申請	年中無休　　（メンテナンス期間を除く）
	保険全般	9:00～17:00　（土日祝日・指定休業日除く）
	データ消去サービス・データ復旧サービスの利用	9:00～17:00　（土日祝日・指定休業日除く）
	お問合せ全般	10:00～18:00（土日祝日・指定休業日除く）